

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	金川 (上屋永、下屋永、桑原、田島、中島田、牛鶴)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻の価格が低く、所得が上がらない。収益が上がらないことには担い手、後継者はできない。
・新規就農者への補助事業はあるが、後継者に対しての補助金がない。
・相続されていない農地が多く、貸し借りする際の手続きが困難。
・施設の投資、管理など集約しないと大変。集約することができれば作業の効率がよくなる。
・大規模に行っている法人があと2社ほどないと空き農地が増えてくる。
・新規就農者が遠方からの通勤農業になるため、住居の確保が容易になるといい。
・地区の施設(水路等)の維持が課題。金川・農地・水環境保全組織により行っているが、多面的機能支払交付金事業がないと継続は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(全体)
・施設園芸を行うエリアなど、作物毎にエリア分けを行って、作業の効率化を目指す。
(水田)
・法人などに集約を進めていくが、意欲のある個人農業者にも集約を行っていく。
(新規就農)
・行政と連携し、住宅の確保等就農しやすい体制の整備を目指す。
(環境保全)
・金川農地・水・環境保全組織で草刈りや水路の整備など環境保全を地域全体で協力して継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	457 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	396 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・金川地区生産組合と大規模経営及び施設園芸の認定農業者により、継続して農地利用及び集約を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、農業者の経営意向を踏まえた段階的な集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・金川農地・水・環境保全組織による水路補修等を行っていく。 ・事業を活用して畦畔除去など農地の大区画化やかん水施設の強化を地権者と協議して行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・行政等(市、県、JA)と連携し、住居・農地などの確保、就職者のあっせんなどの支援を行い、経営の確保・育成を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・機械利用組合に継続して防除や刈り取り、大豆の播種の委託を行っていくが、構成員の高齢化など今後の体制については協議していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①: 鳥害(カラスなどによるハウスピーニールの破損など)や獣害(アライグマ、アナグマなどによる箱苗や苗ものへの被害)があるため、対策を講じていく。
⑦: 金川農地・水・環境保全組織で草刈りや水路の補修、泥上げなどの取組を行っており、継続していく。また、今後構成員の高齢化について不安があため、地域全体で実施していくよう継続して協議していく。